

日本メンテナンス工業会 表彰制度「評価の着眼点」別紙1

(一社)日本メンテナンス工業会
評価提案委員会

評価項目の着眼点(各評価項目の記入については下記着眼点をもとに評価された具体的内容)を記入すること。

尚、記入欄の関係で困難な場合は、別紙を添付すること。

評価項目		メンテナンスマイスター賞		メンテナンススペシャリスト賞		メンテナンス技術賞		メンテナンス奨励・普及賞		工業会賞
		評価係数	評価の着眼点	評価係数	評価の着眼点	評価係数	評価の着眼点	評価係数	評価の着眼点	
技能 レベル	難易度	2	技能の対象となる設備(機器)の重要度、特殊性、工事の特殊性に対して要求される技能レベルでの難しさの度合い	3	技能の対象となる設備(機器)の重要度、特殊性、工事の特殊性に対して要求される技能レベルでの難しさの度合い		—	1	技能に関する案件の場合に記入目はマイスター賞に同じだが、枠は一つ	—
	卓越度	3	個人が有する技能の優秀さで、作業内容で要求される保有免許・資格(*1)、社内外各種認定(*2)、経験年数等	3	個人が有する技能の優秀さで、作業内容で要求される保有免許・資格(*1)、社内外各種認定(*2)、経験年数等		—			—
	模範度	2	個人の業務への取り組み姿勢や若手等への影響力等	3	個人の業務への取り組み姿勢や若手等への影響力等		—			—
技術 レベル	革新性		—			3	既存技術(商品、システム、論文等)に対してより新しいと言える技術の内容	1	技術に関する案件の場合に記入目は技術賞に同じだが、枠は一つ	—
	優位性		—		—	3	既存技術に対して新技術が優位と判断する根拠			—
	実現性		—		—	3	新技術が実現する可能性、又は実現しての特許取得等の実績			—
教育・ 育成	指導力	1	会社内外における若手等への教育・育成への取り組み(方法、対象、範囲等)の中で、指導力を発揮していると思われる事例等			1	教育・育成に関する案件の場合に記入項目はマイスター賞に同じだが、枠は一つ	3	会社内外における若手等への教育・育成への取り組み(方法、対象、範囲等)の中で、指導力を発揮していると思われる事例等	—
	難易度	1	技能・技術の難しさではなく、教育・育成を行う上での難しさに対応方法(ex.海外)					2	技能・技術の難しさではなく、教育・育成を行う上での難しさに対応方法(ex.海外)	—
	普及度	1	会社内外問わず教育・育成の実績と成果					2	会社内外問わず教育・育成の実績と成果	—
効果・貢献度		2	卓越したメンテナンス技能を有する高度技能者が、顧客満足・評価(安全・安定運転、品質、工程、コスト)、業務改善・効率化への貢献と波及効果等、所属する企業、産業界、及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績	3	卓越したメンテナンス技能を有する高度技能者が、顧客満足・評価(安全・安定運転、品質、工程、コスト)、業務改善・効率化への貢献と波及効果等、所属する企業、産業界、及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績	3	高度なメンテナンス技術を駆使して、メンテナンスの高度化に寄与した技術者、チーム、団体が、所属する企業、産業界、及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績(マイスター賞に示す貢献内容も含む)	3	メンテナンス技能・技術の普及のため、教育・研修に尽力している技能者、技術者、チーム、団体が当該技能者が所属する企業、産業界、及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績	工業会活動等を通じて業界全般の発展に寄与、技能・技術の伝承等での人材育成に関わる分野で業界で模範となる成果、社会的な貢献・功績、災害時や緊急時の行動等により、業界の名誉を高めた、あるいは業界の模範となる実績
業績・実績		3	収益性(改善、伸長度)、実績(特筆すべき工事例等)勲章、褒章、表彰(*3)等	3	収益性(改善、伸長度)、実績(特筆すべき工事例等)勲章、褒章、表彰(*3)等	2	収益性(改善、伸長度)、販売(導入)数、実績勲章、褒章、表彰(*3)等	3	実績(安全活動、効率改善・向上活動等)実績(安全活動、効率改善・向上活動等)勲章、褒章、表彰(*3)等	—
審査員加 点		5		5		5		5		—

20

20

20

20

* 1: 技能者として表彰される技能に直接関連のない免許・資格は記入しないこと

* 2: 社内認定制度については、社内規定等どのような内容、レベル等か判断できる資料を提出のこと

* 3: 社内表彰制度についても 同上

* 4: 協力会社とは会員会社からの発注関係にある会社とする

* 5: 中規模とは、メンテナンスの売上高30億円以上かつ125億円未満の企業、小規模とは、売上高30億円未満の企業